

名桜大学と名護市大西区との連携に関する協定書

名桜大学（以下「甲」という）と名護市大西区（以下「乙」という）は、互いの連携活動に資するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、大学の「知」を活かし、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 地域づくりに関すること
- (2) 健康福祉の増進に関すること
- (3) 人材の育成に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前条の各分野において、連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に疑義が生じたときは、甲と乙の協議により決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月9日

甲 名桜大学 学長

瀬名波 榮喜



乙 名護市大西区 区長

仲本 兼仁

